

Q & A

Q1 記名式カードとは、どのようなものですか。

A 記名人のみが使用できるICカードです。
記名PASMOやMy Suica (記名式)があります。

Q2 無記名のPASMOやSuicaは使えないのですか。

A 高齢者特別乗車証等をICカードでご利用いただくためには、ご本人の氏名が登録された記名PASMOまたはMy Suica (記名式)が必要です。

Q3 記名PASMOやMy Suica (記名式)を紛失した場合はどうしたらいいですか。

A 記名PASMOとMy Suica (記名式)は、ICカード取扱窓口で再発行することができます。紛失のお手続きが完了した時点でのチャージ金等も、再発行したカードに引き継がれます。

Q4 PASMOやSuicaを再発行した際に高齢者特別乗車証等の機能も付加されますか。

A 高齢者特別乗車証等の機能は付加されません。
ICカードを再発行した後に、再発行したICカードと内容確認票を持参の上、販売窓口へお越しください。

Q5 内容確認票とは、どのようなものですか。

A 高齢者特別乗車証や高齢者フリーパスおよび福祉パスはICカード券面に情報が印字されないため、券面の代わりに内容を記載した「内容確認票」をお渡しします。内容確認票はICカードと一緒に携行いただきますようお願いいたします。なお、内容確認票のみでバスに乗車することはできません。

Q6 すでに持っているPASMOまたはSuicaが、最後に利用してから10年以上経過しているかわからない場合はどうしたらいいですか。

A 最寄りのバス窓口等で確認することができます。

Q7 申請手続きの際、コピーはどこですればよいのですか。

A お手数ですが、ご自宅か、お近くのコンビニ等でコピーをお願いします。

Q8 PASMO・Suica以外の交通系ICカードは使用できますか。

A 本事業ではPASMO・Suicaに限り使用可能です。



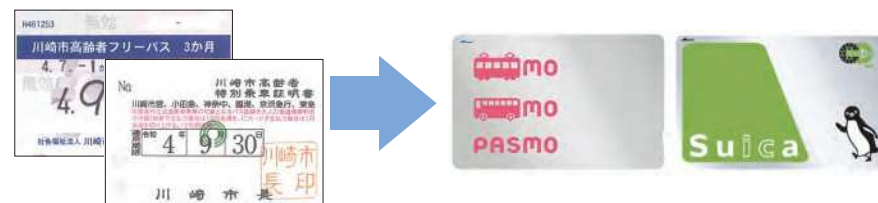
川崎市健康福祉局高齢者在宅サービス課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

PASMO・モバイルPASMOは株式会社バスモの登録商標です。Suica・モバイルSuicaは東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。Apple PayはApple Inc.の商標です。

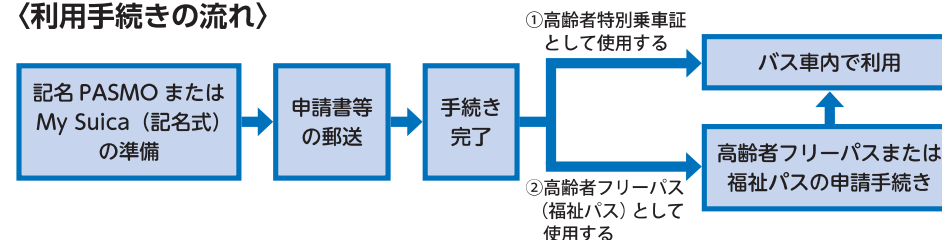
川崎市高齢者外出支援乗車事業 利用手続きのご案内

令和4年10月から高齢者特別乗車証、高齢者フリーパス及び福祉パスが紙製の券からICカード (PASMO・Suica) に替わります。

※令和4年10月以降も高齢者特別乗車証等を利用するためには申請手続きが必要です。



〈利用手続きの流れ〉



申請手続きの詳細は、次のページをご覧ください。

高齢者外出支援乗車事業の利用をご希望されない方は、お手続きの必要はありません。

※令和4年10月以降、紙製の券は交付しませんのでご注意ください。

●ICカード化の背景及び目的について

川崎市では、事業の利用実態の透明性・客観性の確保や高齢者の社会参加のニーズが複雑・多様化していること、高齢化の進展による事業費の増加に伴う持続可能な制度構築の観点、さらには高齢者のさらなる外出の促進を図るため、令和4年10月から高齢者特別乗車証等をICカード化することとしたものです。

ご不明点は下記へお問合せください。

川崎市高齢者外出支援乗車事業専用コールセンター

平日 8時30分～17時15分

(0570) 090-222 または 03-5925-8795

(※050から始まる電話からは03-5925-8795におかけください)

1 高齢者特別乗車証の申請手続き

(1) PASMOまたはSuicaの準備

● 記名PASMOまたはMy Suica (記名式) をお持ちの方

お手持ちの記名PASMOまたはMy Suica (記名式) をお使いいただけます。

● 記名PASMOまたはMy Suica (記名式) をお持ちでない方

取扱窓口で記名PASMOまたはMy Suica (記名式) を新たに購入してください。無記名式カードをお持ちの方は、取扱窓口で記名PASMOまたはMy Suica (記名式) に変更できます。



(2) 申請書等の郵送

①記名PASMOまたはMy Suica (記名式) のオモテ面とウラ面のコピーを取ってください。

※**氏名及びカードの番号**がはっきりとわかるようにコピーをしてください。

②返信用封筒に次の書類を入れて郵便ポストに投函してください。

- 番号通知書 兼 申請書
- 記名PASMOまたはMy Suica (記名式) の券面のコピー (オモテ面・ウラ面)

※有効期間が令和4年10月以降の高齢者フリーパスまたは福祉パスをお持ちの方は3ページの2を参照ください。



(3) 手続き完了

返信用封筒を郵便ポストへ投函後、概ね1か月程度で手続きが完了したことを知らせる通知が届き、お手持ちの記名PASMOまたはMy Suica (記名式) が高齢者特別乗車証機能付きのICカードとなります。

併せて内容確認票を同封しておりますので、ICカードと共に携行してください。

※順次発送しますが、利用開始直前は手続きに時間がかかる場合がありますので、早めにご投函ください。

留意事項

- カードのオモテ面またはウラ面にご本人様のお名前が記載されている記名式ICカードのみご利用いただけます。
- 最後に利用してから10年以上利用がない記名PASMOまたはMy Suica (記名式) は失効しているためご利用いただけません。
- 川崎市内のバス路線に乗りできるバス定期券が付加されているICカードをお持ちの方や川崎市内のバス路線に乗りできるバス一日乗車券、各種企画券をICカードで購入する予定がある方は、別の記名式ICカードをご準備ください。
- 高齢者特別乗車証機能付きICカードや高齢者フリーパスまたは福祉パス機能付きICカードにはバス車内で発売するバス一日乗車券は付加できません。
- Apple PayのPASMO・モバイルPASMOまたはApple PayのSuica・モバイルSuicaやクレジットカード等と一体となっているICカードについては、ご利用いただけません。

2 高齢者フリーパスおよび福祉パスの申請手続き

● 有効期間が10月1日以降の紙製の高齢者フリーパスまたは福祉パスをお持ちの方

2ページの申請手続きを行う際に、お持ちの紙製の高齢者フリーパスまたは福祉パスのオモテ面のコピーを同封してください。有効期間が、ICカードに引き継がれます。

● 有効期間が9月30日以前の紙製の高齢者フリーパスまたは福祉パスをお持ちの方

● これから高齢者フリーパスまたは福祉パスをご利用の方

2ページの(1)、(2)の申請手続きを行った上で、お手元に2ページの(3)の内容確認票が届いてからICカードの申請手続きが可能となりますので、次のものを持って販売窓口にお越しください。なお、高齢者フリーパス及び福祉パスについては、利用開始日の2週間前からお手続きが可能です。

- 高齢者特別乗車証機能付きICカード
- 内容確認票
- 現金 (※高齢者フリーパスを購入する方のみ)
- 福祉パスの要件確認書類 (※福祉パスの交付を受ける方のみ)

※要件確認書類については、別紙「高齢者外出支援乗車事業について」の裏面をご確認ください。



なお、内容確認票が届く前に、高齢者フリーパスの購入または福祉パスの交付を受ける場合は、現行どおり、紙製の高齢者フリーパスまたは福祉パスの交付を受けてください。その後、内容確認票が届いたら、次のものを持って販売窓口でICカードへの引継ぎ手続きを行ってください。有効期限が、ICカードに引き継がれます。

- 紙製の高齢者フリーパスまたは福祉パス
- 高齢者特別乗車証機能付きICカード
- 内容確認票

留意事項

- 高齢者フリーパス及び福祉パスについては、利用手続き後最短で翌日から利用が可能となります。利用手続き当日に利用することはできません。
- 福祉パス (介助者用) の交付をご希望の方は、別の記名式ICカードをご準備ください。高齢者特別乗車証及び高齢者フリーパスと同一のICカードに機能を付加することはできません。

3 バス車内での利用方法

利用手続きが完了した方は、令和4年9月上旬からバス車内で利用することが可能となる予定です。利用開始日までは紙製の券でご乗車ください。

● 高齢者特別乗車証機能付きICカードの利用方法

あらかじめICカードに現金をチャージの上、バス車内の読取り機にタッチしてください。ICカードから自動で大人料金の半額運賃が引き去られます。

なお、チャージ金が不足した場合は乗務員にお申し出の上、チャージするか現金でお支払いください。

● 高齢者フリーパスまたは福祉パス機能付きICカードの利用方法

バス車内の読取り機にタッチしてください。

※利用方法の詳細および具体的な利用開始日は、2ページの(3)の手続きが完了したことを知らせる通知と併せてお送りします。

